

岩手県告示第933号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和48年岩手県告示第422号)の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後		
2 雫石町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域 <table border="1" data-bbox="145 568 770 618"><tr><td>[略]</td></tr></table> [略]	[略]	2 雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域 <table border="1" data-bbox="831 568 1457 618"><tr><td>[略]</td></tr></table> [略]	[略]
[略]			
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			